

宝塚市立光ガ丘中学校いじめ防止基本方針（改訂版）

子どもが主体的に参加する学校づくりをめざして

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「未来を担う、たくましく心豊かな人間を育てる ～子どもを生き生きさせ、感動のある学校の創造～」を学校教育目標として、「豊かな心」「主体的に学ぶ力」の育成に向けた教育活動に取り組み、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年(2013年)に制定されたいじめ防止対策推進法に基づき、平成26年(2014年)11月に策定された宝塚市いじめ防止基本方針を受け、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処(以下「いじめ防止等」という)のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、宝塚市立光ガ丘中学校いじめ防止基本方針(以下「本基本方針」という)を策定した。

宝塚市いじめ防止基本方針が、平成31年(2019年)3月に改訂されたことを受け、本基本方針を参酌し、いじめ防止等の対策を効果的に進めるため、本基本方針を改定する。

本基本方針は、子どもの人権・権利を守る取り組みであるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に基づき、子どもの主体的な参加を教育課程に位置づけ、すべての子どもたちにとって居場所のある自己実現を果たせる魅力ある学校にしていくという考えを基本理念とし、「子どもが主体的に参加する学校づくり」を目指して、いじめ防止等の取り組みを進めていく。

1 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等は、生徒の人権・権利を守る取り組みであると認識し、いじめ防止等の対策の基本理念を次の通りとする。

- (1)すべての生徒に関係する問題であり、生徒が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないように取り組む。
- (2)すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置する事が無いよう、いじめ問題に関する生徒の理解を深めるように取り組む。
- (3)いじめを受けた生徒の生命および心身を保護する事が特に重要であることを認識し、学校のみならず、地域の人たちの協力のもと、校区全体でいじめ問題を克服するために取り組む。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

本校に在籍する生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している生徒と、一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめの認知に関する考え方

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても、組織として、積極的に認知し、解決につなげる。具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられるたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの解消の要件

いじめの解消は、単に謝罪を持って解消したととらえず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを必要条件とする。

ただし、この要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる期間が少なくとも3ヶ月以上たっている状態。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められるとき。

心身の苦痛を感じていないかは、被害生徒およびその保護者に対して、面談等により確認をする。

5 いじめ防止等のための組織の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。

いじめ防止委員会は、事案について「いじめ」にあたるかを判断し、いじめ解消に向けた対応にあたる。また、いじめ防止等に向けた教育課程の編成をし、積極的にいじめ防止等に取り組む。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、全体生徒指導担当教員、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援コーディネータとし、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係者を加えることができる。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- ① いじめ防止基本方針を、全教職員が理解し、積極的にいじめの認知が行えるよう、組織体制を確立する。
- ② いじめ防止等の取り組みを、教育課程に位置づけ、年間計画を作成し、必要に応じて、いじめ防止基本方針を改定する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報等を、収集・記録する。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ防止委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤ 校内研修を企画し運営する。
- ⑥ いじめ防止等の取り組みに関して、保護者や地域に情報提供を行う。
- ⑦ 推進法第28条に規定する重大事態にいたった場合は、速やかに調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応する。

6 学校評価による年間計画の見直し

いじめ防止基本方針に沿って実施したいじめ防止等の取り組みに対して、学校評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善) サイクルの中で、より良いものに見直していく。

7 教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー・ノー部活デー・完全定時退勤日の実施、ICT の活用による事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善（朝練の廃止）等を一層進めるなど、勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりを持って、生徒と向き合う時間を確保し、一人一人の生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握し、いじめの防止等に資する体制を整備する。

8 いじめの未然防止

(1) 意義

すべての生徒が、友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくり・集団づくりに努めることで、学校全体として、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 教育活動全体を通じた豊かな心の育成

教育活動全体を通して、生徒一人一人の内面理解に基づき、人権尊重の精神の涵養を図り、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

① 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、生徒一人一人にしっかりと理解させ、全ての教育活動の中に、人権尊重の視点を持ち、生徒の人権が守られる学校づくりに取り組む。

② 道徳教育の充実

道徳的な心情や判断力・実践意欲や態度を育み、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し助け合える信頼関係や友情を育み、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成する。

③ 体験活動の実施

体験活動は、生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得などにつながり、仲間意識や自己肯定感を醸成するため、1年生での転地学習、2年生でのトライやるウィーク、3年生での修学旅行をはじめとして、多様な体験活動を計画的に進めていく。

④ わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

学力に不安がある生徒は、主体的に学校生活に取り組む意欲を失いがちになり、いじめ等の問題行動を生む一つの要因となりうる。その要因を取り除くためにも、わかる授業、楽しい授業を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせる取り組みを進める。

⑤ 部活動における指導の充実

「部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性・自主性を育む部活動指導を通して、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う。

指導に当たっては、対話を重視し、部活動内でのいじめや生徒指導上の問題が発生した場合は、速やかにいじめ防止委員会の報告し、適切な対応を組織的に行う。

9 いじめの早期発見

(1)意義

いじめ防止等の取り組みを行うにあたって、生徒からのＳＯＳを発信してもらうことは重要である。しかし、生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読みとる事ができなければ、生徒の心の危機に対応することはできない。

教職員は、いじめ等の判断が難しい事を十分認識しながらも、生徒の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に、いじめの早期発見に努めなければならない。

(2)定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のため、「いじめ調査アンケート」を、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等の面談を通して、いじめの兆候となる情報を収集・記録する。いじめ調査アンケートは、対象生徒が、卒業するまで保存し、回答を取りまとめた文書は、5年間保存する。

また、第1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだアンケート調査」を行う。アンケート回答後は、担任による面談を行い、回答の結果によっては、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングを行う。

(3)教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

生徒や保護者から安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから生徒との良好な関係を構築する。

また、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、学校の相談機能の充実に努める。

いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備や周知に努める。

(4)生徒からのＳＯＳを発信できる力の育成

いじめ等の相談機能の充実を図るとともに、自殺予防プログラム等を実施し、生徒が自分自身や友だちの危機に気づき、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解させ、生徒自らが、ＳＯＳを発信できる力の育成を図る。

10 いじめへの対処

(1)意義

いじめを発見または、相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、いじめ防止委員会において、組織的に対応をする。生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応する。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(2)いじめの発見・通報を受けた時の対応

- いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。
- 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に話を聞く。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの有無を確認する。
- 事実確認の結果は、教育委員会、被害・加害生徒保護者に連絡をする。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらわずに警察等と相

談して対処する。

(3) いじめを受けた生徒や保護者への支援

- いじめられている生徒にも責任があるという考えをせず、いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行い、いじめを受けた生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- 保護者に事実関係を伝えとともに、また、生徒に寄り添い支える体制をつくり、いじめを受けた生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。
- 要に応じて、加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作る。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意をはらう。

(4) いじめた生徒への指導、その保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させる。
- いじめの状況に応じて心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含めた対応を行う。
- 場合によっては、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。

(5) 周囲の生徒への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えるとともに、たとえいじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つように指導する。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- いじめは絶対に許される行為ではなく、根絶しなければならないことであるという態度を、すべての生徒たちに行きわたらせるようにする。

(6) 教育委員会との連携

いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指導助言等による支援を得ながら、組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

経過については、状況を適宜、教育委員会に報告し教育委員会と連携を図る。

1.1 ネット上のいじめへの対応

(1) 意義

生徒が、スマートフォン、携帯電話、パソコン等を利用する機会は、急増してきており、SNS等の普及により、人間関係づくりで多大な影響を与えている。このような中で、ネット上の不適切な書き込み等も増え、いじめにつながっており、早期発見と対処の必要がある。

(2) 内容

- 生徒、保護者に対して、警察や通信事業者と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。
- スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても、家庭における保護者の責務や、家庭での教育の必要性について周知する。

- ネット上の不適切な書き込み等を察知した場合は、直ちに削除をする措置をとり、このような事態になった場合、教育委員会に報告するとともに必要に応じて、法務局や警察の協力を求める。

(3) 留意点

ネット上のいじめについては、大人が見えにくい中で行われる事が多く、また、被害が広範囲におよぶ可能性がある事に留意する。

1 2 生徒の主体的な活動の推進

(1) 意義

いじめ防止は、教職員だけが取り組むのではなく、生徒が、いじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。

学校全体で取り組むには、特別活動をはじめとする教育課程に位置づけ、指導上の方向性を明確にする必要がある。

(2) 内容

生徒会活動の中で、いじめ防止等に関する取り組みを議題にしたり、学級活動の中で、いじめのない学級づくりを取り上げたり、生徒自らが、自分たちにできることについて考える。

【具体的な内容例】

- ・ 多様性を認め合える学級や学校とはどのようなものか。
- ・ どのようにすれば、いじめが起らない学級・学校づくりができるのか。
- ・ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか。

(3) 留意点

- 学校全体としての、いじめを許さない意志の形成と、人権を尊重し、他者を傷つけない学校文化の形成
- 全ての生徒が、居場所と役割を感じることができる学級づくり
- 全ての教育活動を通じた、生徒の自尊感情や社会性の育成

1 3 特別な支援を必要とする生徒への配慮

(1) 意義

特別支援学級だけでなく、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現する事が苦手な生徒もいる。

このような生徒に対するいじめを未然に防止し、また、発生したいじめに対して早期に対処するためには、全教職員による支援体制が不可欠である。

(2) 内容

特別支援学級と通常学級との交流および共同学習を積極的に推進し、個々の生徒を尊重する教育の浸透をはかる。

1 4 教職員研修

(1) 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。

そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員

個々のいじめ防止等に関する意識を高め、適切に対応するための感性や資質の向上をはからなければならない。

(2) 内容

生徒一人一人が、自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、多様な研修を行う。また、いじめ防止基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員で共有し、個別の事例研究を行うことにより、教職員の共通理解を図る。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

(3) 留意点

この研修は、特定の領域に特化するものではなく、生徒指導、学級経営、集団づくり、授業づくり、生徒理解等多様なテーマにおよぶものであり、これらの研修を、いじめ防止等の研修と位置づけ、積極的に意見を出し合い、教職員の共通理解や問題意識を形成させるようにする。

1 5 学校園間の連携

(1) 意義

幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校と連携を図り、幼児・児童・生徒についての情報、いじめ等の取り組みなどについて共有を図る事が必要である。

(2) 内容

中学校区ごとに管理職や教職員が集まる会議を開催し、情報交換を行う。また、進学時に行う引き継ぎ会の中で、幼児・児童・生徒の情報等について情報の共有を行う。

(3) 留意点

1 5年間を見通した教育の連携を図るよう留意する。

1 6 家庭、地域との連携

(1) 意義

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止める事ができるようにするため、PTAや地域の関係団体と連携を進め、学校・家庭・地域が組織的に協働する体制を構築する。

(2) 内容

学校運営協議会や学校評議委員会、学校支援地域本部、青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止等について、情報交換や意見交換を行い、地域とのネットワークづくりを推進する。

(3) 留意点

保護者や地域の協力を得るため、ホームページや学校通信等で、いじめ防止委員会の役割等の情報や、学校の取り組みを積極的に配信する等、開かれた学校作りに努める。

17 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①の「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

【例】 a 自殺を企図した場合

b 身体に重大な障害を負った場合

c 金品等に重大な被害を被った場合

d 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態であるという申し立てがあった時は、その時点で、重大事案が発生したものとして、教育委員会に報告し、調査等を実施する。

(2) 学校または教育委員会による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。

② 調査主体と調査組織

調査は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合がある。学校の調査では不十分であると判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会が主体となつて調査を行う。

ア. 学校が主体となつて行う調査

校長の指導・指揮の下、学校内のいじめ防止委員会が、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、必要に応じて、調査組織に外部人材の参画を図る。

イ. 教育委員会が主体となつて行う調査

教育委員会の諮問を受け、いじめ対策委員会が調査を行い、その結果を教育委員会に答申する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア. いじめを受けた生徒から聞き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から、十分に聞き取るとともに、他の生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。このとき、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

これらの調査を行うにあたっては、教育委員会や関係機関と連携しながら対応にあたる。

イ. いじめを受けた生徒から聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。また、他の生徒や教職員に対して質問紙調査や聞き取り調査を行う。

生徒の自殺という事態が起こった場合は、自殺予防の観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査をする場合、遺族の気持ちに十分配慮する必要がある。

【自殺が起きたときの背景調査の留意点】

- a 遺族の切実な心情を認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限り、配慮と説明を行う。
- b 在校生およびその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- c 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- d 詳しい調査を行うにあたって、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対しての説明の在り方や、調査結果の公表の関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- e 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または、特別の利害関係を有するものでない者により、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- f 客観的な事実関係の調査を迅速に進める事が必要であり、それらの分析評価については、専門的知識および経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- g 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、正確で、一貫した情報提供を行う。

(3) 調査結果の提供および報告

① いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係（いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校の対応）等、その他必要な情報を提供する責任を有する。

情報提供にあたっては、適時、適切な方法で、経過報告をすることが望ましい。情報提供にあたっては、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、他の生徒の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により、得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒または保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明をしておく。

調査を行う場合は、教育委員会と内容・方法について指導・支援を受ける。

② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。また、いじめを受けた生徒または保護者が、所見の添付を希望すればそれも添える。

18 その他

本基本方針の内容については、定期的に検討し必要に応じて、変更する。

策定 平成26年(2014年)12月
改訂 令和6年(2024年)5月